二　厚生年金保険法による第一号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該申請等に係る者に係る雇用保険法第十三条第一項の基本手当、同法第六十一条第一項の高年齢雇用継続基本給付金又は同法第六十一条の二第一項の高年齢再就職給付金の支給に関する情報

［ハ～ホ　略］

ヘ　当該申請等に係る者に係る在留カード関係情報

ト　当該申請等に係る者に係る特別永住者証明書関係情報

チ・リ　［略］

三　厚生年金保険法附則第二十九条第一項の第一号厚生年金被保険者であった期間に基づく脱退一時金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求を行う者に係る出入国関係情報

ロ　当該請求を行う者に係る在留カード関係情報

ハ　当該請求を行う者に係る特別永住者証明書関係情報

2　第二条の表五十八の項で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（次号及び第三号において「第二号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

二　厚生年金保険法による第二号厚生年金被保険者であった期間に基づく保険給付の支給及び当該保険給付の受給権者に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該申請等に係る者に係る雇用保険法第十三条第一項の基本手当、同法第六十一条第一項の高年齢雇用継続基本給付金又は同法第六十一条の二第一項の高年齢再就職給付金の支給に関する情報

［ハ～ト　略］

三　厚生年金保険法附則第二十九条第一項の第二号厚生年金被保険者であった期間に基づく脱退一時金の支給の請求に係る事実についての審査に関する事務　当該請求を行う者に係る出入国関係情報

3　第二条の表五十八の項で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（次号及び第三号において「第三号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　略］

二　［同上］

［イ　同上］

ロ　当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報

［ハ～ホ　同上］

［新設］

［新設］

ヘ・ト　［同上］

［新設］

2　［同上］

一　厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（次号において「第二号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］

二　［同上］

［イ　同上］

ロ　当該申請等に係る者に係る失業等給付関係情報

［ハ～ト　同上］

［新設］

3　［同上］

一　厚生年金保険法第二十六条第一項の申出（同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（次号において「第三号厚生年金被保険者」という。）に係るものに限る。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ・ロ　同上］